

5. 貸付の解除等について

- 養成施設を退学するなど、制度要綱に定める貸付目的を達成できないと認められるに至ったときは、その事由を提出させること。
- 届出を受理した場合には、貸付の解除等を通知すること。

6. 返還猶予の申請について

- 返還猶予を希望する借受人については、返還猶予申請書及び業務の従事状況(別添4参照)を提出させ、制度要綱に定める事由に該当するか否かをチェックすること。
- 返還猶予申請書を受理した場合には、できる限り速やかに借受人に対する猶予の可否に関する決定を行うこと。
- 貸付猶予を行う場合には、申請者に対し、貸付猶予決定通知を送付すること。
- 貸付猶予期間については、貸付台帳等において適切に管理しておくこと。

7. 貸付金の返還について

- 履行期限が到来する事前に、履行期限等を事前に通知し、貸付金の返還を督促するなど、適切な債権管理に努めること。
- 返還金を受領した場合には、返還額、残債務額等を貸付台帳等において適切に管理しておくこと。

8. 返還免除の申請について

- 返還免除を希望する借受人については、返還免除申請書(別添5参照)を提出させ、制度要綱に定める事由に該当するか否かをチェックすること。
- 返還免除申請書を受理した場合には、できる限り速やかに借受人に対する免除の可否に関する決定を行うこと。
- 貸付免除を行う場合には、申請者に対し、貸付免除決定通知を送付すること。
- 貸付免除額については、貸付台帳等において適切に管理しておくこと。

9. その他

- 借受人の状況を適切に把握する観点から、少なくとも毎年度1回以上、借受人から報告を求めるなど、借受人の状況確認を行うこと。
- 借受人の氏名、住所等に変更があった場合には変更届の提出を求めること。

別添1

修学資金貸付申請書

年 月 日

殿

貸付希望種別	介護福祉士	※修学生番号及び貸付開始年月	
	社会福祉士		年 月
養成施設名			
	第 学年	入学年月	年 月
フリガナ			
氏名	印		
生年月日	年 月 日生 (歳)		

介護福祉士等修学資金の貸付を次のとおり申請します。

住所及び電話番号	〒 - 電話 ()		
本人の履歴	学歴		職歴
	年 月	中学校卒	年 月
	年 月		年 月
	年 月		年 月
借用希望 期間・金額	平成 年 月 から (月額 円)		
	平成 年 月 まで 箇月分 計 円		
卒業後の希望 就職先	第一希望		
	第二希望		

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 卒業後の希望就職先欄には、施設の種別等を記入してください。

推薦状

年 月 日

殿

養成施設の所在地

電話 ()

養成施設の名称

養成施設の長の職及び氏名

印

下記の者は、介護福祉士等修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので推薦いたします。

種別	介護福祉士 ・ 社会福祉士
課程名	
学年	
氏名	
所見 (人物・成績等)	
推薦理由	

別添2

修学資金借用証書

年 月 日

殿

修学生番号			
養成施設名			
修学生の住所	〒 -		
フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日 (歳)	印

私は、修学生として次のとおり修学資金の貸付けを受けました。この資金は、介護福祉士等修学資金貸付条例等の規定に従い返還いたします。

借用金額	円	月額	円
借用期間	年 月 から 年 月 までの		箇月

連帯保証人 住 所

修学生との関係

氏 名

印

私は、修学生に上記のとおり履行させるとともに、万一修学生が履行しない場合は、その債務を負担いたします。

別添4

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

殿

修学生番号			
住所	〒 -		
フリガナ	生年月日		
氏名	Ⓧ		年 月 日 (歳)

介護福祉士等修学資金貸付条例等の規定により、介護福祉士等修学資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請いたします。

修学生時の養成施設名	所在地			
	施設名			
借用期間	卒業等年月日	年 月 日 (卒業・中退)		
	年 月 から	借用金額	円	
	年 月 まで (年 箇月)	返済済額	円	
返還猶予を求める期間	年 月 から	返還免除済額	円	
	年 月 まで (年 箇月)	返済猶予申請額	円	
申請理由	1 介護福祉士等の業務に従事 2 在学中 3 被災 4 心身の故障 5 その他 ()	理由発生 年月日	年 月 日	
現在の就業先 又は在学先	所在地 及び電 話番号	〒 -	電話 ()	
	名称			
卒業 後の 状況	期間	就業先又は進学先	所在地	
	年 月 年 月 まで・現在	年 箇月	県 内 県 外	
	年 月 年 月 まで・現在	年 箇月	県 内 県 外	
備考				

業務従事届

年 月 日

殿

修学生番号			
住所	〒 -		
フリガナ	生年月日		
氏名	Ⓧ		年 月 日 (歳)

上記のとおり介護福祉士・社会福祉士の業務に従事したので、次のとおり届け出ます。

業務従 事先	所在地及び 電話番号	〒 -	電話 ()
	施設名又は 所属団体名		
	職種		
業務従 事期間	年 月 日 から		

上記のとおり従事していることを証明いたします。

年 月 日

業務従事先の施設 (所属団体)

の長の職及び氏名

Ⓧ

別添5

修学資金返還免除申請書

年 月 日

殿

修学生番号			
住所	〒 -		
フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日 (歳)	印

介護福祉士等修学資金貸付条例等の規定により、修学資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

修学生時の養成施設名	所在地			
	施設名			
	卒業等年月日	年 月 日 (卒業・中退)		
借用期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	借用金額	円	
		返済済額	円	
返還猶予を受けた期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	返還免除済額	円	
		返済免除申請額	円	
申請理由	1 介護福祉士等の業務に従事 (3年・5年・7年・その他) 2 死亡 3 心身の故障 4 その他 ()	理由発生 年月日	年 月 日	
現在の就業先 又は在学先	所在地	〒 -		
	及び電話番号	電話 ()		
	名称			
卒業後の 状況	期間		就業先又は進学先	所在地
	年 月 まで・現在	年 箇月		県内 県外
	年 月 まで・現在	年 箇月		県内 県外
備考	修業月数		箇月	

業務従事届

年 月 日

殿

修学生番号			
住所	〒 -		
フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日 (歳)	印

上記のとおり介護福祉士・社会福祉士の業務に従事したので、次のとおり届け出ます。

業務従事先	所在地及び電話番号	〒 -	電話 ()
	施設名又は所属団体名		
	職種		
業務従事期間	年 月 日 から		

上記のとおり従事していることを証明いたします。

年 月 日

業務従事先の施設(所属団体)

の長の職及び氏名

印

セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱一部改正（案）新旧対照表

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p>セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 地域福祉増進事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村(市区町村については、地域福祉活性化事業及び自立生活サポート事業を除く。)が行う事業 (略)</p> <p>イ 社会福祉協議会等が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業 (ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人については寄付金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 なお、平成20年度に都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士等修学資金貸付事業については、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>ウ 市区町村が行う地域福祉活性化事業及び自立生活サポート事業に対して都道府県が補助する事業 (ア) 市区町村ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>5 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 地域福祉増進事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村(市区町村については、地域福祉活性化事業及び自立生活サポート事業を除く。)が行う事業 (略)</p> <p>イ 社会福祉協議会等が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業 (ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人については寄付金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>ウ 市区町村が行う地域福祉活性化事業及び自立生活サポート事業に対して都道府県が補助する事業 (ア) 市区町村ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>5 (略)</p>

(補助金の概算払)

6 (略)

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に関する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、平成20年度に都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士等修学資金貸付事業については、他の事業への経費の配分の変更はしてはならない。

(2)～(8) (略)

(9) 介護福祉士等修学資金買い付け事業を中止又は廃止した場合、都道府県にあっては厚生労働大臣の定めるところにより返還金の2分の1を、平成20年度に都道府県が適当と認める団体が実施する場合にあっては厚生労働大臣の定めるところにより貸付原資及び返還金の全額に相当する金額を国庫に返還させることがある。

(10)～(20) (略)

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式2による申請書に關係書類を添えて、毎年度7月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

ただし、平成20年度に都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士等修学資金貸付事業については、別紙様式による申請書類を添えて、平成21年 月 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2)・・・(略)・・・

ア 市区町村長(「地域福祉等推進特別事業」に係る中核市市長を含む。)は、・・・(略)・・・

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月末までに行うものとする。ただし、平成20年度に都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士等修学資金貸付事業については、8に定める申請手続に従い、平成21年 月 日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) (1) 以外の場合

厚生労働大臣は、8の(1)並びに9による交付申請書が到達した日から起算して原則として2ヵ月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。ただし、平成20年度に都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士等修学資金貸付事業については、交付申請が到達した後、平成21年 月 日までに交付の決定(決定の変更を含む。)を行うこととする。

(交付決定の通知)

11 (略)

(実績報告)

12 (略)

(補助金の額の確定の通知)

13 (略)

(補助金の概算払)

6 (略)

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に関する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2)～(8) (略)

(9) 都道府県は、介護福祉士等修学資金買い付け事業を中止又は廃止した場合に、厚生労働大臣の定めるところにより返還金の2分の1に相当する金額を国庫に返還させることがある。

(10)～(20) (略)

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式2による申請書に關係書類を添えて、毎年度7月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2)・・・(略)・・・

ア 市区町村長(「地域福祉等推進特別事業」に係る中核市市長を含む。)は、・・・(略)・・・

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月末までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) (1) 以外の場合

厚生労働大臣は、8の(1)並びに9による交付申請書が到達した日から起算して原則として2ヵ月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

11 (略)

(実績報告)

12 (略)

(補助金の額の確定の通知)

13 (略)

(補助金の返還)
14 (略)

(その他)
15 (略)

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
1 自立支援プログラム策定実施推進事業	(略)	(略)	都道府県、指定都市、中核市、市区町村(町村については福祉事務所を設置している町村に限る。)が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費	(略)
2 生活保護適正実施推進事業	生活保護法施行事務監査等事業	(略)	都道府県、指定都市、中核市が行う生活保護法施行事務監査並びに都道府県、指定都市、中核市が行う保護施設に対する指導監査、指定医療機関に対する指導・検査、指定介護機関に対する指導・検査及び精神科嘱託医等を設置する事業の実施に必要な次に掲げる経費 (略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業は除く。)	(略)	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村(町村については福祉事務所を設置している町村に限る。)が行う生活保護適正化事業(町村福祉事務所設置推進支援事業を除く。)の実施に必要な次に掲げる経費 (略)	10/10 (直接補助)

(補助金の返還)
14 (略)

(その他)
15 (略)

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
1 自立支援プログラム策定実施推進事業	(略)	(略)	都道府県、指定都市、中核市、市区町村(町村については福祉事務所を設置している町村に限る。)が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費	(略)
2 生活保護適正実施推進事業	生活保護法施行事務監査等事業	(略)	都道府県、指定都市、中核市が行う生活保護法施行事務監査並びに都道府県、指定都市、中核市が行う保護施設に対する指導監査、指定医療機関に対する指導・検査、指定介護機関に対する指導・検査及び精神科嘱託医等を設置する事業の実施に必要な次に掲げる経費 (略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業は除く。)	(略)	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村(町村については福祉事務所を設置している町村に限る。)が行う生活保護適正化事業(町村福祉事務所設置推進支援事業を除く。)の実施に必要な次に掲げる経費 (略)	10/10 (直接補助)

3 地域福祉増進事業	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業)	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県が行う町村福祉事務所設置推進支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費、使用料、賃借料</p> <p>○町村が行う町村福祉事務所設置推進支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、委託料、備品購入費、使用料、賃借料、負担金</p> <p>○都道府県、指定都市が行う民生委員・児童委員研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 (略)</p> <p>○都道府県、指定都市、中核市が行う福祉人材確保重点事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1)都道府県福祉人材センターが行う福祉人材確保重点事業費 報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。) (2)福祉人材バンクが行う福祉人材確保重点事業費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)</p> <p>○都道府県が行う介護福祉士等修学資金貸付事業の実</p>	1/2 (直接補助)	3 地域福祉増進事業	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業)	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県が行う町村福祉事務所設置推進支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費、使用料、賃借料</p> <p>○町村が行う町村福祉事務所設置推進支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、委託料、備品購入費、使用料、賃借料、負担金</p> <p>○都道府県、指定都市が行う民生委員・児童委員研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 (略)</p> <p>○都道府県、指定都市、中核市が行う福祉人材確保重点事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1)都道府県福祉人材センターが行う福祉人材確保重点事業費 報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。) (2)福祉人材バンクが行う福祉人材確保重点事業費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)</p> <p>○都道府県が行う介護福祉士等修学資金貸付事業の実</p>	1/2 (直接補助)
------------	--------------------------------	----------------	---	---------------	------------	--------------------------------	----------------	---	---------------

		<p>施に必要な次に掲げる経費 (略)</p> <p>○都道府県が適当と認める 団体が行う介護福祉士等修 学資金貸付事業の実施に必 要な財源として都道府県が 補助する次に掲げる経費</p> <p>(1)介護福祉士等修学資金 の貸付原資として交付す る額</p> <p>(2)都道府県が適当と認め る団体が行う事務の運営 費(毎年度、600万円を 上限とする)</p> <p>○都道府県が行う社会福祉 法人経営支援事業の実施に 必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消 耗品費、印刷製本費、食糧 費)、使用料、賃借料、委託 料</p> <p>○都道府県、指定都市、中核 市が行う社会福祉法人指導 監督事業の実施に必要な次 に掲げる経費 旅費</p> <p>○都道府県が行う消費生活 協同組合指導監督事業の実 施に必要な次に掲げる経費 謝金、旅費、需用費(印刷 製本費)</p> <p>(略)</p>	<p>10-10 (間接補助)</p> <p>1-2 (直接補助)</p>			<p>施に必要な次に掲げる経費 (略)</p> <p>○都道府県が行う社会福祉 法人経営支援事業の実施に 必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消 耗品費、印刷製本費、食糧 費)、使用料、賃借料、委託 料</p> <p>○都道府県、指定都市、中核 市が行う社会福祉法人指導 監督事業の実施に必要な次 に掲げる経費 旅費</p> <p>○都道府県が行う消費生活 協同組合指導監督事業の実 施に必要な次に掲げる経費 謝金、旅費、需用費(印刷 製本費)</p> <p>(略)</p>	
地域福祉支援事業	(略)	<p>○(略)</p> <p>○生活福祉資金貸付事業の 財源として都道府県、指定都 市が都道府県社会福祉協議 会に対して…(略)…</p>	(略)	地域福祉支援事業	(略)	<p>○(略)</p> <p>○生活福祉資金貸付事業の 財源として都道府県、指定都 市が都道府県社会福祉協議 会に対して…(略)…</p>	(略)
地域福祉等推進特 別支援事業	(略)	(略)	(略)	地域福祉等推進特 別支援事業	(略)	(略)	(略)

地域福祉活性化事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○指定都市、中核市が行う地域福祉活性化事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	1/2 (直接補助)
		○地域福祉活性化事業の財源として都道府県が市区町村に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	2/3 (間接補助)
自立生活サポート事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○指定都市、中核市が行う自立生活サポート事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	1/2 (直接補助)
		○自立生活サポート事業の財源として都道府県が市区町村に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本	2/3 (間接補助)

地域福祉活性化事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○指定都市、中核市が行う地域福祉活性化事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	1/2 (直接補助)
		○地域福祉活性化事業の財源として都道府県が市区町村に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	2/3 (間接補助)
自立生活サポート事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○指定都市、中核市が行う自立生活サポート事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	1/2 (直接補助)
		○自立生活サポート事業の財源として都道府県が市区町村に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本	2/3 (間接補助)

			費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)				費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)				
4	ホームレス対策事業	(略)	(略)	(略)	4	ホームレス対策事業	(略)	(略)			
5	中国残留邦人等地域生活支援事業	中国残留邦人等地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○指定都市、中核市、市区町村が行う地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、賃金、備品購入費(支援給付システムの改修に限る)、委託料、扶助費又は補助金(支援リーダーへの活動費に限る) ○都道府県が行う地域の中核を担う市区町村担当者への研修会事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料、 ○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う身近な地域での日本語教育支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金(入学金、受講料に限る) ○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う自立支援通訳等派遣事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消	10/10 (直接補助)	5	中国残留邦人等地域生活支援事業	中国残留邦人等地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○指定都市、中核市、市区町村が行う地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、賃金、備品購入費(支援給付システムの改修に限る)、委託料、扶助費又は補助金(支援リーダーへの活動費に限る) ○都道府県が行う地域の中核を担う市区町村担当者への研修会事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料、 ○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う身近な地域での日本語教育支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金(入学金、受講料に限る) ○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う自立支援通訳等派遣事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消	10/10 (直接補助)

		<p>耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料</p> <p>○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金(旅費、参加者教材費、入学金、受講料、受験料に限る)</p>			<p>耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料</p> <p>○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金(旅費、参加者教材費、入学金、受講料、受験料に限る)</p>
--	--	---	--	--	---

「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」（平成5年5月31日付け
厚生省発社援第164号厚生省事務次官通知）改正案 新旧対照表

※ 本改正は、平成21年4月1日以降に養成施設に入学する者から適用する。ただし、同日において、現に養成施設に在学する者であって、修学資金の貸付けを受けているものに対して適用することも差し支えないものとする。

改 正 案	現 行
<p>第1 目 的 この制度は、介護福祉士指定養成施設等又は社会福祉士指定養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資することを目的とする。</p> <p>第2 貸付事業の実施主体 介護福祉士等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けは、次の（1）又は（2）のいずれかが行うものとする。</p> <p><u>（1）都道府県（都道府県社会福祉協議会に委託して行う場合を含む、第14の1において同じ。）</u></p> <p><u>（2）都道府県が適当と認める社会福祉法人又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人若しくは特例財団法人（都道府県知事が修学資金の貸付けに当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）</u>（以下「都道府県が適当と認める</p>	<p>第1 目 的 この制度は、介護福祉士指定養成施設等又は社会福祉士指定養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資することを目的とする。</p> <p>第2 貸付事業の実施主体 介護福祉士等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けは、<u>都道府県</u>が行うものとする。ただし、都道府県社会福祉協議会に対してこれを委託しても差し支えない。</p>